

標準仕様書3.1版から 4.0版案の変更概要等

事務局提出資料

目次

1. 標準仕様書4.0版案のおもな対応概要 P2-5
2. 全国意見照会(令和7年6月2日(月)～6月27日(金))の結果 P6-7
3. 令和7年7月17日のWT・ベンダ分科会後の標準仕様書の変更点 P8-11
4. 続検討事項 P12

1. 標準仕様書4.0版案のおもな対応概要①

- 各検討論点に対する標準仕様書4.0版案で対応した内容は、以下のとおりである。

(具体的な対応内容は、第12回WTの資料3(令和7年5月15日)、第13回WTの資料3(令和7年7月17日)を参照してください)

No.	検討の論点	見直しの契機	標準仕様書3.1版案の対応内容
1	【母子保健】 医療費助成(養育医療)対応	制度改正	○業務フロー(別紙1)に、PMHとのAPI連携フローを追加した。 ○機能・帳票要件(別紙2-1)に、PMHとのAPI連携機能を追加した。 API連携機能については、デジタル庁が規定する仕様に沿ったAPI連携を追加し、実装類型は標準オプション機能としたため、適合基準日は未規定である。
2	【母子保健】 「子どもの福祉と保健に関する状況報告」の実施に伴う対応	制度改正	○厚生労働省が実施している福祉行政報告例、及び地域保健・健康増進事業報告の一部が、子どもの福祉と保健に関する状況報告に移管されることに伴い、健康管理システム標準仕様書【第4.0版】案の標準仕様書作成における前提に追加を行った。 ○機能・帳票要件(別紙2-1)についても、集計表の移管を踏まえて、集計表名の修正や、機能の分割対応を行った。 ○管理項目(別紙2-2)については、エビデンスに集計表名を記載しているため、エビデンスの集計表名の修正を行った。
3	【予防接種】 帯状疱疹ワクチンの定期接種化に伴う対応	制度改正	○令和7年4月から帯状疱疹ワクチンが、予防接種法に基づく定期予防接種に位置付けられたことを受け、本編のイメージ図に追加を行った。(別紙1~4の修正は発生せず) ○上記イメージ図の修正に併せて、構成員の意見を踏まえ、過去に定期接種として実施したワクチンを、予防接種法に包含するかたちで「その他法定接種(例)」として記載し、新型コロナワクチン(臨時)について「過去に実施」枠として残す対応を行った。
4	【予防接種】 風しん追加的対策の終了に伴う対応	制度改正	○風しんの追加的対策事業が、令和7年3月31日をもって終了したが、地方自治体により延長対応する場合もあることから、機能削除ではなく、実装類型を実装必須から標準オプションに変更を行った。
5	【予防接種】 予予・請求システム開発に伴う整合対応	制度改正	○母子保健情報、自治体検診情報を予予・請求システムに提供する機能について、連携頻度が月次となったことを受け、連携頻度の追記を行った。 ○予予・請求システムに提供する予防接種対象者情報のうち、海外接種区分が不要となったことを受け、管理・提供機能の削除、及び管理項目の削除を行った。
6	【予防接種】 予防接種済証の様式変更に伴う対応	制度改正	○「予防接種法施行令の一部を改正する政令等の施行について」において施行通知されたとおり、予防接種済証の様式が改正されたことを受け、以下について帳票詳細要件、帳票レイアウトの修正を行った。 ・市区町村長氏名の印字を不要とする対応 ・接種国、証明書発行年月日の印字追加対応

1. 標準仕様書4.0版案のおもな対応概要②

No.	検討の論点	見直しの契機	標準仕様書3.1版案の対応内容
7	【成人保健】【母子保健】【予防接種】 令和8年6月のデータ標準レイアウト改版に伴う対応	制度改正	<p>【母子保健】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○妊婦のための支援給付、および妊婦等包括相談支援事業に関する副本登録機能の追加 <ul style="list-style-type: none"> ・機能・帳票要件(別紙2-1)に、他業務と同様に副本登録機能の追加を行った。 適合基準日は副本登録の連携開始予定日である令和8年6月15日を設定した。 ・妊婦のための支援給付、および妊婦等包括相談支援事業に関する管理項目へのエビデンスの追記を行った。(管理項目自体の追加・修正は無し) ○妊娠婦・乳幼児に関する管理項目の追加・修正 <ul style="list-style-type: none"> ・管理項目の追加・修正およびエビデンスを追記した。 <p>【成人保健】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○歯周疾患一次検診に関する管理項目の追加およびエビデンスの追記を行った。 <p>【予防接種】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○予防接種結果に関するエビデンスの追記を行った。

1. 標準仕様書4.0版案のおもな対応概要③

No.	検討の論点	見直しの契機	標準仕様書3.1版案の対応内容
8	<p>【共通】 標準化PMOツール等からのご意見・ご質問等を踏まえた見直し</p>	制度改正以外	<p>標準化PMOツールでいただいたご意見のうち、健康管理システム標準仕様書へ修正が必要と判断した内容に対して仕様書を修正した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○予防接種対象者番号採番機能(機能ID 0190570)の整理 <ul style="list-style-type: none"> ・母子保健(養育医療以外)の実装区分が実装不可となっていたため、標準オプションに訂正を行った。 ・サブシステムをまたいで、共通的に管理が求められる管理項目であることから、(別紙2-2)管理項目_01【共通】に、グループの追加を行った。 ○母子保健訪問結果の管理項目追加及びエビデンスの修正 <ul style="list-style-type: none"> ・令和7年2月28日に公開された基本データリスト(健康管理システム各論5.0版)において、母子保健訪問結果に「日齢」が追加されたことに伴い、別紙2-2管理項目にも追記を行った。 ・あわせて、「日齢・年齢」のエビデンスに記載していた「データ標準レイアウト:様式B-086「新生児訪問指導等情報 新生児訪問等情報:訪問日齢」」は記載不要となったことから削除した。 ○母子保健PMH連携機能に関して、予防接種情報の連携機能とあわせて備考に補足情報を追記した。 ○養育医療の徴収基準月額の算出方法について、養育医療の徴収基準月額は「別表1 徴収基準額表(養育医療給付事業)」に準じて算出することを追加した。 ○乳幼児歯科健診結果の項目に、「軟組織異常有無」と「歯科所見-歯肉・粘膜」、「不正交合」と「歯科所見-かみ合わせ」と内容が重複する項目が存在していたため、管理項目の見直し及びエビデンスを修正した。 <p>など</p>

1. 標準仕様書4.0版案のおもな対応概要④

No.	検討の論点	見直しの契機	標準仕様書3.1版案の対応内容
9	【共通】 その他・事務局にて認知した修正点など	制度改正以外	<p>検討会構成員・関係省庁からの、ご意見・ご質問等を踏まえた機能の見直しや、事務局にて認知した修正を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○妊娠婦歯科健診結果のグループにある「妊娠婦区分」という項目が妊娠婦歯科精健結果になかったため追加した。 ○養育医療申請情報の管理項目に「医療保険各法の記号」「医療保険各法の番号」「枝番」があるため、国民健康保険の照会機能は必要となる場合があることから実装類型を標準オプション機能に変更した。 ○実施報告書(日報)情報のエビデンスに記載している地域保健・健康増進事業報告4(1)では「乳幼児-運動指導」「乳幼児-運動指導-(再掲)病態別運動指導」「乳幼児-休養指導」「乳幼児-喫煙指導」は集計項目にないことから削除した。 ○健康管理システム標準仕様書本編に記載している図1-2 健康管理システム(母子保健分野)機能範囲と標準化範囲のイメージに、妊娠のための支援給付は記載されているが、妊娠等包括相談支援事業が漏れていたため、イメージ図に追加した。 ○健康管理システム標準仕様書本編の10ページに記載している参考条文に関して、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令」に妊娠のための支援給付及び妊娠等包括相談支援事業の内容が追加されたことに伴い修正した。 ○乳幼児歯科健診結果(その他歯科健診)の管理項目「歯科健診実施市町村名又は実施医療機関名」はデータ標準レイアウト対象項目であるもののエビデンスにその旨の記載がなかったため追記した。 <p>など</p>

2. 全国意見照会①(回答団体数と意見数)

- 全国意見照会(令和7年6月2日(月)～27日(金))のご意見は、28 団体より122 件寄せられた。
- 「意見なし」で提出のあった回答を含めた団体数は、101 団体であった。

自治体分類	【母子保健】医療費助成(養育医療)対応		【母子保健】「子どもの福祉と保健に関する状況報告」の実施に伴う対応		【予防接種】帯状疱疹ワクチンの定期接種化に伴う対応		【予防接種】風しん追加的対策の終了に伴う対応		【予防接種】予予・請求システム開発に伴う整合対応		【予防接種】予防接種済証の様式変更に伴う対応		【共通】その他ご意見		合計	
	団体数	意見数	団体数	意見数	団体数	意見数	団体数	意見数	団体数	意見数	団体数	意見数	団体数	意見数	団体数(実)	意見数
指定都市(20)	2	2	3	3	0	0	0	0	4	5	3	3	5	55	7	68
中核市(62)	0	0	5	5	0	0	0	0	1	1	2	2	1	1	4	9
特別区(23)	1	1	0	0	0	0	0	0	5	5	5	5	7	13	7	24
市町村(1,636)	0	0	3	3	2	2	1	1	1	3	3	5	6	7	10	21
合計(1,741)	3	3	11	11	2	2	1	1	11	14	13	15	19	76	28	122

2. 全国意見照会②(意見集約結果)

- 122件のご意見のうち、6件に対して4.0版案へ反映している。

対応方針	【母子保健】医療費助成(養育医療)対応	【母子保健】「子どもの福祉と保健に関する状況報告」の実施に伴う対応	【予防接種】帯状疱疹ワクチンの定期接種化に伴う対応	【予防接種】風しん追加的対策の終了に伴う対応	【予防接種】予予・請求システム開発に伴う整合対応	【予防接種】予防接種済証の様式変更に伴う対応	【共通】その他ご意見	合計
4.0版案へ反映	0	0	0	0	0	3	3	6
関係課に確認中(※)	0	0	0	0	12	0	37	49
継続検討	0	0	0	0	0	0	0	0
意見へ回答し完了	3	11	2	1	2	12	36	67
合計	3	11	2	1	14	15	76	122

※ 対応方針=「関係課に確認中」のご意見については、R7.8の4.0版公開に併せて公開予定です。

3. 7月WT・ベンダ分科会後の標準仕様書の変更点①

- 各検討論点に対して、標準仕様書4.0版案で対応した内容等は以下のとおりである。

No.	検討の論点	4.0版案への反映内容と残課題										
1	WT・ベンダ分科会意見 7月17日開催のWT・ベンダ分科会後の意見集約の内容、4.0版案への反映内容	<p>11件の意見について、意見集約を実施した。 対応方針の内訳は以下のとおりである。</p> <table border="1"><thead><tr><th>対応方針</th><th>意見数</th></tr></thead><tbody><tr><td>【4.0版】改版対応(制度改正)</td><td>3</td></tr><tr><td>関係課にて確認中</td><td>5</td></tr><tr><td>意見へ回答し完了</td><td>3</td></tr><tr><td>合計</td><td>11</td></tr></tbody></table> <p>※変更内容は、9頁以降に記載</p>	対応方針	意見数	【4.0版】改版対応(制度改正)	3	関係課にて確認中	5	意見へ回答し完了	3	合計	11
対応方針	意見数											
【4.0版】改版対応(制度改正)	3											
関係課にて確認中	5											
意見へ回答し完了	3											
合計	11											

3. 7月WT・ベンダ分科会後の標準仕様書の変更点②

No	概要	4.0版案の変更内容																							
	<意見集約一覧No5> 機能ID:0190654の「備考(改定内容等)」に記載していた、機能IDに誤りがあったため修正した。	誤「旧機能IDは0190019、0190654である。」 正「旧機能IDは0190019、0190 557 である。」																							
<対象ファイル> (別紙2-1)機能・帳票要件_01.【共通】																									
1	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">機能ID</th> <th rowspan="2">機能要件</th> <th colspan="3">実装区分</th> <th rowspan="2">要件の考え方・理由</th> <th rowspan="2">備考(改定内容等)</th> <th rowspan="2">適合基準日</th> </tr> <tr> <th>健康管理システム</th> <th>母子保健 (養育医療以外)</th> <th>母子保健 (養育医療のみ)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0190654 0190654</td><td> <p>マイナンバー制度における中間サーバーや団体内統合宛名機能へ情報照会内容のデータ（情報提供依頼のデータ）を作成し、連携できること。</p> <p>＜以下事務手続管理番号＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・10-17 予防接種法による予防接種の実施 ・93の2-1 新型インフルエンザ等対策特別措置法第46条第3項の規定により読み替えて適用する手防接種法第6条第1項の手防接種の実施に関する事務 ・93の2-2 新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 ・93の2-3 新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 <p>・78-121 健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務</p> <p>・78-222 健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務</p> <p>・78-323 健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務</p> <p>・78-424 健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務</p> <p>・78-525 健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務</p> <p>・78-626 健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務</p> <p>・78-727 健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務</p> <p>・78-828 健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務</p> <p>・78-929 健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務</p> <p>・78-4030 健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務</p> <p>・78-4131 健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務</p> <p>・78-4232 健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務</p> <p>・78-4333 健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務</p> <p>・78-1434 健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務</p> <p>・78-1435 健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務</p> <p>・78-1436 健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務</p> </td><td style="text-align: center;">◎</td><td style="text-align: center;">×</td><td style="text-align: center;">×</td><td>旧機能IDは0190019、0190557である。</td><td>令和3年4月1日</td></tr> </tbody> </table> <p>※1 連携できる事業（予防接種、乳幼児健診、がん検診等の単位）をパラメータで設定できること</p> <p>※2 一括してデータ作成し、連携できること</p>	機能ID	機能要件	実装区分			要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日	健康管理システム	母子保健 (養育医療以外)	母子保健 (養育医療のみ)	0190654 0190654	<p>マイナンバー制度における中間サーバーや団体内統合宛名機能へ情報照会内容のデータ（情報提供依頼のデータ）を作成し、連携できること。</p> <p>＜以下事務手続管理番号＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・10-17 予防接種法による予防接種の実施 ・93の2-1 新型インフルエンザ等対策特別措置法第46条第3項の規定により読み替えて適用する手防接種法第6条第1項の手防接種の実施に関する事務 ・93の2-2 新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 ・93の2-3 新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 <p>・78-121 健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務</p> <p>・78-222 健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務</p> <p>・78-323 健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務</p> <p>・78-424 健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務</p> <p>・78-525 健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務</p> <p>・78-626 健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務</p> <p>・78-727 健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務</p> <p>・78-828 健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務</p> <p>・78-929 健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務</p> <p>・78-4030 健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務</p> <p>・78-4131 健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務</p> <p>・78-4232 健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務</p> <p>・78-4333 健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務</p> <p>・78-1434 健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務</p> <p>・78-1435 健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務</p> <p>・78-1436 健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務</p>	◎	×	×	旧機能IDは0190019、 0190557 である。	令和3年4月1日						
機能ID	機能要件			実装区分						要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日													
		健康管理システム	母子保健 (養育医療以外)	母子保健 (養育医療のみ)																					
0190654 0190654	<p>マイナンバー制度における中間サーバーや団体内統合宛名機能へ情報照会内容のデータ（情報提供依頼のデータ）を作成し、連携できること。</p> <p>＜以下事務手続管理番号＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・10-17 予防接種法による予防接種の実施 ・93の2-1 新型インフルエンザ等対策特別措置法第46条第3項の規定により読み替えて適用する手防接種法第6条第1項の手防接種の実施に関する事務 ・93の2-2 新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 ・93の2-3 新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 <p>・78-121 健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務</p> <p>・78-222 健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務</p> <p>・78-323 健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務</p> <p>・78-424 健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務</p> <p>・78-525 健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務</p> <p>・78-626 健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務</p> <p>・78-727 健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務</p> <p>・78-828 健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務</p> <p>・78-929 健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務</p> <p>・78-4030 健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務</p> <p>・78-4131 健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務</p> <p>・78-4232 健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務</p> <p>・78-4333 健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務</p> <p>・78-1434 健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務</p> <p>・78-1435 健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務</p> <p>・78-1436 健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務</p>	◎	×	×	旧機能IDは0190019、 0190557 である。	令和3年4月1日																			

3. 7月WT・ベンダ分科会後の標準仕様書の変更点③

No	概要	4.0版案の変更内容		
	<p><意見集約一覧No6> 「予防接種済証(臨時・英語版)」の項目「証明書発行者」-「市区町村長(日本語)」については、補記等はないが、内容として「市区町村名+”長”を印字する。」と同じであると考えて問題ないか。 もし同じであれば、「予防接種済証(定期)」の修正内容と同様に、補記していただきたい。</p>	<p>別紙3の「予防接種済証(臨時・英語版)」の「市区町村長(日本語)」の印字編集条件に「市区町村名+”長”を印字する。」を追記した。</p> <p><対象ファイル> (別紙3)帳票詳細要件 予防接種済証(臨時・英語版)</p>		
2	業務	11.【予防接種】接種情報管理	帳票ID	0190015
	帳票名称	03. 予防接種済証（臨時・英語版）		
	通番	システム印字項目	実装項目	印字編集条件など
			必須 オプション 不可	
36		接種国	●	当面の間”日本[Japan]”固定印字とする。
37	回数⑤	回数	●	
38		接種年月日	●	
39		ワクチン種類	●	該当する情報が登録された独自施策項目や パラメータなどがあれば出力することは 可能とする。
40		ワクチンメーカー	●	
41		ワクチン名	●	
42		ロット番号	●	
43		接種国	●	当面の間”日本[Japan]”固定印字とする。
44	証明書発行者	市区町村長名（日本語）	●	パラメータなどにより初期設定が行えること。 市区町村名+市区町村長名—といった方法での印字も可とする。 市区町村名+”長”を印字する。
45		市区町村長名（英語）	●	パラメータなどにより初期設定が行えること。
46	証明書ID		●	該当する情報が登録された独自施策項目や パラメータなどがあれば出力することは 可能とする。
47	証明書発行年月日		●	

3. 7月WT・ベンダ分科会後の標準仕様書の変更点④

No	概要	4.0版案の変更内容																									
	<p><意見集約一覧No11></p> <p>・49-34 母子保健法第17条の2第1項の産後ケア事業の実施に関する事務</p> <p>はこの機能IDから切り出して、標準オプション機能とするべきだと思います。</p>	<p>産後ケア事業が標準オプション機能としていることから、「49-34 母子保健法第17条の2第1項の産後ケア事業の実施に関する事務」のみ標準オプション機能として切り出す修正を行った。</p> <p><対象ファイル> (別紙2-1)機能・帳票要件_01.【共通】</p>																									
3	<p>改定種別 (直前の版から改定した項目の箇数)</p> <p>修正</p> <p>機能ID 0190558 0190655</p> <p>機能要件</p> <p>マイナンバー制度における中間サーバーや団体内統合宛名機能へ情報照会内容のデータ（情報提供依頼のデータ）を作成し、連携できること。 <以下事務手続管理番号> ・49-2635 母子保健法第10条の保健指導の実施又は勧奨に関する事務 ・49-2636 母子保健法第11条の新生児の訪問指導に関する事務 ・49-2337 母子保健法第12条第1項の健康診査の実施に関する事務 ・49-2838 母子保健法第13条第1項の健康診査の実施又は勧奨に関する事務 ・49-2939 母子保健法第17条第1項の妊娠婦の訪問指導又は勧奨に関する事務 ・49-3040 母子保健法第19条の未熟児の訪問指導に関する事務 ・49-3141 母子保健法第22条第1項の母子健康包括支援センターが行う同条第2項第2号から第5号までに掲げる事業の実施に関する事務 ・49-42 母子保健法第9条の2第1項の母子保健に関する相談及び同条第2項の支援に関する事務</p> <p>※1 連携できる事業（予防接種、乳幼児健診、がん検診等の単位）をパラメータで設定できること ※2 一括してデータ作成し、連携できること</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>改定種別 (直前の版から改定した項目の箇数)</th><th>機能ID</th><th>機能要件</th><th>実装区分</th><th>要件の考え方・理由</th><th>備考（改定内容等）</th><th>適合基準日</th></tr> <tr> <th>健康管理システム</th><th>母子保健 (養育医療以外)</th><th>母子保健 (養育医療のみ)</th><th>要件の考え方・理由</th><th>備考（改定内容等）</th><th>適合基準日</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>修正</td><td>0190558 0190655</td><td>マイナンバー制度における中間サーバーや団体内統合宛名機能へ情報照会内容のデータ（情報提供依頼のデータ）を作成し、連携できること。 <以下事務手続管理番号> ・49-2635 母子保健法第10条の保健指導の実施又は勧奨に関する事務 ・49-2636 母子保健法第11条の新生児の訪問指導に関する事務 ・49-2337 母子保健法第12条第1項の健康診査の実施に関する事務 ・49-2838 母子保健法第13条第1項の健康診査の実施又は勧奨に関する事務 ・49-2939 母子保健法第17条第1項の妊娠婦の訪問指導又は勧奨に関する事務 ・49-3040 母子保健法第19条の未熟児の訪問指導に関する事務 ・49-3141 母子保健法第22条第1項の母子健康包括支援センターが行う同条第2項第2号から第5号までに掲げる事業の実施に関する事務 ・49-42 母子保健法第9条の2第1項の母子保健に関する相談及び同条第2項の支援に関する事務</td><td>◎</td><td>◎</td><td>×</td><td>旧機能IDは0190019、0190558である。 令和3年4月1日</td></tr> </tbody> </table>						改定種別 (直前の版から改定した項目の箇数)	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日	健康管理システム	母子保健 (養育医療以外)	母子保健 (養育医療のみ)	要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日	修正	0190558 0190655	マイナンバー制度における中間サーバーや団体内統合宛名機能へ情報照会内容のデータ（情報提供依頼のデータ）を作成し、連携できること。 <以下事務手続管理番号> ・49-2635 母子保健法第10条の保健指導の実施又は勧奨に関する事務 ・49-2636 母子保健法第11条の新生児の訪問指導に関する事務 ・49-2337 母子保健法第12条第1項の健康診査の実施に関する事務 ・49-2838 母子保健法第13条第1項の健康診査の実施又は勧奨に関する事務 ・49-2939 母子保健法第17条第1項の妊娠婦の訪問指導又は勧奨に関する事務 ・49-3040 母子保健法第19条の未熟児の訪問指導に関する事務 ・49-3141 母子保健法第22条第1項の母子健康包括支援センターが行う同条第2項第2号から第5号までに掲げる事業の実施に関する事務 ・49-42 母子保健法第9条の2第1項の母子保健に関する相談及び同条第2項の支援に関する事務	◎	◎	×	旧機能IDは0190019、0190558である。 令和3年4月1日
改定種別 (直前の版から改定した項目の箇数)	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日																					
健康管理システム	母子保健 (養育医療以外)	母子保健 (養育医療のみ)	要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日																						
修正	0190558 0190655	マイナンバー制度における中間サーバーや団体内統合宛名機能へ情報照会内容のデータ（情報提供依頼のデータ）を作成し、連携できること。 <以下事務手続管理番号> ・49-2635 母子保健法第10条の保健指導の実施又は勧奨に関する事務 ・49-2636 母子保健法第11条の新生児の訪問指導に関する事務 ・49-2337 母子保健法第12条第1項の健康診査の実施に関する事務 ・49-2838 母子保健法第13条第1項の健康診査の実施又は勧奨に関する事務 ・49-2939 母子保健法第17条第1項の妊娠婦の訪問指導又は勧奨に関する事務 ・49-3040 母子保健法第19条の未熟児の訪問指導に関する事務 ・49-3141 母子保健法第22条第1項の母子健康包括支援センターが行う同条第2項第2号から第5号までに掲げる事業の実施に関する事務 ・49-42 母子保健法第9条の2第1項の母子保健に関する相談及び同条第2項の支援に関する事務	◎	◎	×	旧機能IDは0190019、0190558である。 令和3年4月1日																					
	<p>新規追加</p> <p>0190656</p> <p>マイナンバー制度における中間サーバーや団体内統合宛名機能へ情報照会内容のデータ（情報提供依頼のデータ）を作成し、連携できること。 <以下事務手続管理番号> ・49-34 母子保健法第17条の2第1項の産後ケア事業の実施に関する事務</p> <p>※1 連携できる事業をパラメータで設定できること ※2 一括してデータ作成し、連携できること</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>×</p>			標準オプション機能であるため未規定																				

4. 継続検討事項

- 継続検討事項は、現時点で以下のとおりである。

#	検討の論点	見直しの契機	公開方法	公表時期	関連個所
1	【成人保健】がん検診情報の一体的な把握に係る制度改正に伴う対応	制度改正	4. 1版	R8年1月	10月WTで提示
2	【成人保健】自治体検診DXに係る機能の反映				
3	【母子保健】電子版母子健康手帳ガイドライン検討会に伴う対応				
4	【母子保健】母子保健情報連携対応(R5実証事業以外の範囲)				
5	検討課題、標準化PMOツール等の意見を踏まえた対応 等	制度改正以外			

- 以下は改版時期含めて検討中です。

#	検討の論点	見直しの契機	公開方法	公表時期	関連個所
1	【母子保健】児童福祉法等の一部改正(児童福祉関係事業の追加) こども家庭センターの設置等に伴い、システムで必要とされる機能等について検討。	制度改正		未定	